

2026年3月5日

## 特許権の早期安定化



三好内外国特許事務所

弁理士 高橋俊一

以前の「イノベーション創出と知的財産教育」のコラムにおいて、イノベーションの創出を阻害している要因の一つとして日本の教育システムを挙げたが、他に特許権が早期に安定化されないことも要因の一つとして従来から指摘されている。すなわち、特許権が早期に安定化されないことで、特許権者による権利活用が十分に行えず、イノベーションが促進されないのである。

特許権の早期安定化については、これまでも様々な方面で、特許権が成立してから時間が経過すればするほど、当該特許権の存在を前提に事業等を実施していた権利者等が当該特許権が消滅した場合に受ける影響は大きくなる、という知財のリスクマネジメントの観点から検討され、知財政策に反映されてきた処である。近いところでは、2003年に廃止された旧特許異議申立制度が2015年4月に若干の修正が加えられて新しい特許異議申立制度（以下、「新特許異議申立制度」と称する）として復活したことが記憶に新しい。この新特許異議申立制度は、「強く安定した特許権を早期に確保する」という趣旨の元で復活し、既に10年が経過した。これまでのところ、特許権維持の決定率が高く、特許権者に有利に機能しているとの指摘はあるものの、その後の異議申立を受けて取り消された特許権の特許取消決定取消訴訟の判決及び維持された特許権についての特許無効審判の審決内容を分析して見ても、異議申立の判断内容が不適切であったとの声は聞こえてこない。このため、新特許異議申立制度については、現状、「強く安定した特許権を早期に確保する」という趣旨に沿って運用されており、特許権の早期安定化の向上に寄与していると見ることができる。

一方で、新特許異議申立制度によってある程度の特許権の早期安定化向上が期待できるものの、当然のことながら、完璧な特許権の安定化が得られるものではない。2015年度の知財紛争処理システム検討委員会においては、紛争処理及び権利付与の段階における特許権の早期安定化向上について検討がなされ、侵害訴訟における特許庁に対する求意見制度、特許庁における有効性確認手続、侵害訴訟における訂正審判請求等を要件としない訂正の再抗弁等々の新特許異議申立制度以外の法的手段が提案された。そして、この知財紛

争処理システム検討委員会の検討結果を受けた2016年度の特許制度小委員会では、提案された各法的手段について採用の是非について検討したものの、新特許異議申立制度の効果を確認すべきとの結論が出され、現状に至っているところである。

以前の「事業成長担保制度」(「企業価値担保権」の名称で本年5月25日施行)のコラムにおいて、「融資を受けようとする企業は、金融機関に事業成長の確実性を的確に判断してもらう為に、事業についてのデータ化、例えばIPランドスケープやコーポレートガバナンス・コードといったものを整備することが求められるだろう。」と述べた。すなわち、ここでは、知的財産を基礎として組み立てられる事業計画を、融資を実施しようとする金融機関に判り易く提示できることが重要であることを言いたかったのである。そうすると、組み立てられた事業計画を支える大元となる特許権が将来無効になる可能性が高い不安定な状態のもの、換言すれば有効性が著しく不明確な状態のものでは、到底、事業成長の確実性を認めてもらうことはできないことが容易に予想される。したがって、融資を受けるに当たっては、まずもって特許権の安定化の確保が重要であると考えられる。また、主要5特許庁の中では、無効な請求項を含む特許出願が誤って特許として認められる率が最も高いのが日本という指摘もある。

このようなことから、新特許異議申立制度の成果を検証し、特許権の更なる早期安定化向上に向けた新たな法的手段の必要性について検討すべき段階にきているではなかろうか。

以上